



国 監 告 第 9 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年10月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成25年10月1日（火）から平成25年10月16日（水）まで

イ. 実施

平成25年10月21日（月）

対象部局

健康福祉部健康増進課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成25年度国立市一般会計（歳出）

後期高齢者医療特別会計繰出金（9月17日支払分）

予算科目 03.01.12.28(12)

支出額 100,000,000円

イ. 平成25年度国立市後期高齢者医療特別会計（歳入）

療養給付費繰入金（9月30日収入分）

予算科目 02.01.01.01

収入額 100,000,000円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成25年10月2日（水）

資料提出期限 平成25年10月15日（火）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による検査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア．違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ．支出決定は、正当な権限者により行われているか。

ウ．予算目的に反する支出はないか。

エ．支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

オ．支出負担行為に係る債務を確認したうえで支出しているか。

(6) 結果

概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以上